

- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
 - ア．ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
 - イ．設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。
 - ウ．量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

| | |
|----------|---|
| 日射調整フィルム | <p>【判断の基準】</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．遮蔽係数は 0.7 未満であること。</p> <p>イ．可視光線透過率は 10% 以上であること。</p> <p>ウ．熱貫流率 $5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 未満であること。</p> <p>日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>上記 から について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> |
|----------|---|

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
 - 3 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準 アに示されたものから ± 0.10 の範囲であること。
 - 4 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
 - 5 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
 - ア．ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
 - イ．電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

(2) 目標の立て方

太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（ m^2 ）とする。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（ m^2 ）とする。

燃料電池にあつては、当該年度における総設備容量（kW）とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

節水機器にあつては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。

日射調整フィルムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積（ m^2 ）とする。